

HOPE ニュース

平成28年8月号

日本システム(株)
医療福祉ソリューション本部

発行責任者：鳴松

TEL 099-254-7200

日本のメダル獲得が大きく躍進したオリンピックが閉幕しました。東京オリンピックへの期待が膨らみますが、体操、レスリングなど今オリンピックで、選手が体現した“最後の最後まで、全力を尽くす”“妥協しない”“姿勢に感銘を受けた方も多かった”と思います。

来月には障害を持った方のパラリンピックが開催されます。健常者以上に全力でやってくれていると思います。この“全力で最後まで”を我々肝に命じて日々のサポートに取り組んで参りますので、今後ともご愛顧の程宜しくお願ひ申し上げます。

うだる暑さが続いております。前号に引き続きではありますが、熱中症対策には充分お気をつけ下さい。

● 平成28年10月施行開始の経過措置に伴う作業日程 ●

平成28年3月4日付および平成28年5月24日付の官報告示にて、平成28年9月30日までを使用期限とする医薬品が通知されています。また、平成28年度診療報酬改定および平成28年度「DPC導入の影響評価に係る調査」について、10月から施行が予定されている経過措置があります。現時点での提供内容・提供スケジュールを連絡致しますので、準備作業を推進して頂きたく宜しくお願ひ致します。

- ① 改定作業は、医療機関様で実施していただきます。
（説明書に沿って作業していただく事で、留意点やシステム操作の変更点等ご理解いただけるようになっております。作業についての不明点は弊社へご連絡下さい）
- ② システム変更作業に必要な説明書及び、プログラム（CD-R）は、弊社より下記日程で送付致します。

日 程	内 容
9/16（金）	弊社より各医療機関様へ『プログラム（CD-R）』を送付します。
9/20（火） ～ 9/28（水）	『プログラム（CD-R）』が医療機関様に到着します。 医療機関様にて、窓口改定作業を実施してください。・・・遅くとも9月28日（水）までには作業を完了してください。
9/29（木）～ 9/30（金）	予備日
10/1（土）～	医療改定本番の運用（窓口会計入力）・・・新しい点数で窓口計算を行います。

※レセプト改定がない場合、上記予定が変更となる場合がありますのでご了承願ひます。

● 平成28年10月施行開始の経過措置について(概要) ●

1. 10月経過措置の内容、および対応内容

(1) 平成28年9月30日をもって使用期限切れとなる医薬品の取り扱いについて

- 平成28年4月改定時に、9月30日をもって使用期限切れとなった医薬品について
 - ・9月30日をもって使用期限切れとなる医薬品は、平成28年4月改定時に送付しました以下の冊子に掲載しています。
 - ・また、対象の医薬品は、平成28年4月改定プログラム適用時に、点数マスタの「使用期限」が「28.09.30」に自動更新されています。

【平成28年3月】全シリーズ共通 改定参考点数マスタリスト【訂正・追補】

- ・「②経過措置リスト 【中止予定『平成28年9月30日』】」
- ・「②経過措置延長リスト 【中止予定『平成28年9月30日』】」

- 平成28年4月以降、新たに9月30日をもって使用期限切れとなった医薬品について
 - ・以下の医薬品について、平成28年4月以降、新たに使用期限日が「平成28年9月30日」とされました。

診区	管理番号	コード	名称	単価	電算コード	使用期限
21	2108982	34899	イソパール・P 配合力 ブセル	14.5	620410001	28.09.30

(2) 要介護被保険者等に対する疾患別リハの減算について

■経過措置の内容

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、および廃用症候群リハビリテーション料について、下記注6の算定要件が適用されることとなります。

【脳血管疾患等リハビリテーション料の注6】

別に厚生労働大臣が定める患者(要介護被保険者等に限り)に対し、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪または最初に診断された日から60日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3ヶ月以内に「目標設定等支援・管理料」を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数を算定

【廃用症候群リハビリテーション料の注6】

別に厚生労働大臣が定める患者(要介護被保険者等に限り)に対し、それぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から40日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3ヶ月以内に「目標設定等支援・管理料」を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数を算定

【運動器リハビリテーション料の注6】

別に厚生労働大臣が定める患者(要介護被保険者等に限り)に対し、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪または最初に診断された日から50日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3ヶ月以内に「目標設定等支援・管理料」を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数を算定

(3) DPCレセプト、DPCレセプト電算データへの出来高理由の記載について

■経過措置の内容

- ・DPCレセプト電算について、医科点数表に基づき算定することとなった理由(出来高となった理由)を、下記記載要領に従い、新たに「包括評価対象外理由レコード」として記録することとなります。

(4) DPC導入の影響評価に係る調査について

■経過措置の内容

- ・「DPC導入の影響評価に係る調査」の提出データについて、平成28年10月診療分から以下の内容が変更されます。

提出データ	平成28年10月からの変更点
EFファイル	【1】 持参薬を出力する仕様に変更
Dファイル	【2】 診断群分類番号の仕様変更 【3】 出来高になった理由の記録
Hファイル	【4】 重症度、医療・看護必要度に係る評価票で評価を行うことを医科点数表で定めた病棟 ・病床に入院した患者について日ごとに作成

(5) DPC制度における病院情報の公表の対応について

■概要

- ・DPC対象病院において、自院のホームページ上に指定されたデータの集計値を公表した場合、機能評価係数Ⅱの保険診療指数が0.05点加算される見込みです。
- ・公表する病院情報は、次の7項目となります。

- 1) 年齢階級別退院患者数
- 2) 診断群分類別患者数等(診療科別患者数上位3位まで)
- 3) 初発の5大癌のUICC病期分類別ならびに再発患者数
- 4) 成人市中肺炎の重症度別患者数等
- 5) 脳梗塞のICD10別患者数
- 6) 診療科別主要手術別患者数等(診療科別症例数上位3位まで)
- 7) その他(DIC、敗血症、その他の真菌症および手術・術後の合併症の発生率)

※病院情報を公表する際はデータの集計値だけでなく、その数値の意味や自院の強み、課題などの解説を加える必要があります。